

公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師になるために必要な科目の取扱いについて

社会福祉学専攻(臨床心理学領域)

在学生・修了生読み替え一覧

2017/11/22

区分	番号	法定科目名	判定	2017年度以前科目名	履修
I	1	保健医療分野に関する理論と支援の展開	○	精神医学特論	1~5のうち 1を含む 3科目以上 履修
			○	神経心理学特論	
	2	福祉分野に関する理論と支援の展開	○	障害者(児)心理学特論	
			○	発達心理学特論	
	3	教育分野に関する理論と支援の展開	○	学校臨床心理学特論	
4	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	○	犯罪心理学特論		
		○	臨床心理学特論Ⅱ		
5	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	該当なし			
II	6	心理的アセスメントに関する理論と実践	○	臨床心理査定演習Ⅰ	6~9のうち 2科目以上 履修
			○	臨床心理査定演習Ⅱ	
			○	投影法特論	
	7	心理支援に関する理論と実践	○	臨床心理面接特論Ⅰ	
			○	臨床心理面接特論Ⅱ	
			○	心理療法特論	
			○	行動療法特論	
8	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	○	家族心理学特論		
9	心の健康教育に関する理論と実践	○	人格心理学特論		
III	10	心理実践実習(450時間以上)	○	臨床心理基礎実習 臨床心理実習Ⅰ～Ⅴ	必修 ただし、施設の 分野及び時間数 は問わない

この取り扱いを適用する科目については、平成29年9月14日までに大学院の課程を修了した者が修めた科目並びに同日までに大学院に入学した学生が当該大学院の課程を修了するまでに修める科目であること

- ※ 修了後に科目等履修生制度を活用して履修した科目を、受験資格の要件として認めることはできません。
- ※ 現任者として受験する場合のみ、法律施行から5年以内でなければ試験を受けられません。
上記の読替表により、受験資格の特例に該当する場合は、受験の期限はありません。